2025 年 3 月 31 日
改正 2026 年 3 月 31 日

（参考訳）

SSBJ 基準と ISSB 基準の比較

IFRS®財団
公益財団法人財務会計基準機構（FASF）

はじめに

サステナビリティ基準委員会（SSBJ）は、次のサステナビリティ開示基準（以下あわせて「SSBJ 基準」という。）を公表しており、これらはあわせて国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）が公表する IFRS サステナビリティ開示基準（以下「ISSB 基準」という。）に相当する基準である。SSBJ と ISSB において、SSBJ 基準は、ISSB 基準を適用した場合と機能的に整合した結果をもたらすよう設計された基準であることが確認されている[1]。

1　サステナビリティ開示ユニバーサル基準「サステナビリティ開示基準の適用」（以下「適用基準」という。）
2　サステナビリティ開示テーマ別基準第 1 号「一般開示基準」（以下「一般基準」という。）
3　サステナビリティ開示テーマ別基準第 2 号「気候関連開示基準」（以下「気候基準」という。）

SSBJ は、高品質で国際的に整合性のあるサステナビリティ開示基準の開発にあたり、ISSB 基準と整合性のあるものとすることを基本的な方針とした。このため、SSBJ は ISSB 基準（すなわち、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」及び IFRS S2 号「気候関連開示」）のすべての要求事項を取り入れたうえで、必要に応じて、企業が適用することを選択することができる SSBJ 基準独自の取扱いを追加することとした[2]。

[1] https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/publications/sustainability-jurisdictions/pdf-snapshots/japan-ifrs-snapshot.pdf
[2] 「I ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる選択肢を追加した SSBJ 基準の定め」参照

SSBJ は、次の想定に基づき SSBJ 基準独自の取扱いを追加している。

- SSBJ 基準独自の取扱いのいずれも適用することを選択しない場合、SSBJ 基準に準拠した開示が ISSB 基準にも準拠した開示になることを意図している。
- SSBJ 基準独自の取扱いを適用することを選択した場合、SSBJ 基準に準拠した開示が、必ずしも ISSB 基準に準拠しない開示となるわけではない。SSBJ 基準に準拠した開示は、ISSB 基準に準拠することになる場合もあれば、準拠しないことになる場合もあると考えられる。

また、SSBJ は、ISSB 基準に含まれていない定めを追加している[3]。

SSBJ は、SSBJ 基準が ISSB 基準と機能的に整合していることを維持することとしている。そのため、ISSB により ISSB 基準が新規に公表される又は既存の ISSB 基準が改訂される場合、SSBJ において、SSBJ 基準における取扱いについて可及的速やかに検討を開始することとしている。また、SSBJ 基準及び ISSB 基準に従って行われた開示をモニタリングし、必要に応じて、SSBJ 基準の定めを修正することを検討する予定である。

本文書は、SSBJ 基準と ISSB 基準との違いについて説明することを目的としている。SSBJ の母体組織である FASF 及び ISSB の母体組織である IFRS 財団は、この文書の内容について確認している。

差異の分類

本文書では、SSBJ 基準と ISSB 基準の違いについて、次のように分類している。

Ⅰ　ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 基準に追加した選択肢 …… 3
(1) (2)又は(3)に分類されない選択肢 …… 3
(2) 法令との整合性を達成するために提供される選択肢 …… 6
(3) 任意で SSBJ 基準を適用する企業に提供される選択肢 …… 10
Ⅱ　ISSB 基準に含まれない定め …… 11

[3] 「Ⅱ ISSB 基準に含まれない定め」参照

I　ISSB 基準の要求事項に代えて企業が適用を選択することができる SSBJ 基準に追加した選択肢

(1) (2)又は(3)に分類されない選択肢

ISSB 基準の要求事項[4]	SSBJ 基準の定め[5]	説明
1. スコープ 2 温室効果ガス排出		
「スコープ 2」の温室効果ガス排出については、ロケーション基準による「スコープ 2」の温室効果ガス排出を開示し、また、企業の「スコープ 2」の温室効果ガス排出についての利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供する。 （S2.29(a)(v)）	スコープ 2 温室効果ガス排出については、ロケーションに基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示しなければならない。 そのうえで、(1)主要な利用者の理解に情報をもたらすために必要な契約証書に関する情報がある場合には、当該契約証書に関する情報を提供しなければならない。 ただし、(1)に代えて、(2)マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量を開示することができる。 （気候基準第 53 項から第 54 項）	(1)については、ISSB 基準の要求事項と同じである。(2)については、マーケット基準によるスコープ 2 温室効果ガス排出量は、企業の温室効果ガス排出削減の努力を反映しており、ロケーション基準により測定したスコープ 2 温室効果ガス排出量とあわせて開示することが主要な利用者にとって有用である等の理由により、選択肢を追加した。 （気候基準 BC138 項から BC144 項）
2. ファイナンスド・エミッション－活動の定義		
「スコープ 3」の温室効果ガス排出について、企業の活動が資産運用、商業銀行又は保険を含む場合、企業のファイナンスド・エミッション（「カテゴリー15」の温室効果ガス排出の一部である。）に関する追加的な情報を開示しなければならない。 （S2.29(a)(vi)(2)）	報告企業が次の 1 つ以上の活動を行う場合、ファイナンスド・エミッション（カテゴリー15（投資）の温室効果ガス排出の全部又は一部を構成する。）に関する追加的な情報を開示しなければならない。 (1) 資産運用に関する活動 (2) 商業銀行に関する活動 (3) 保険に関する活動 （気候基準第 57 項及び C3 項）	原則として、気候基準の定めは IFRS S2 号の要求事項と同じであるが、気候基準は、以下の追加の定めを行っている。
	報告企業が気候基準第 57 項(1)から(3)に定める活動を行っているかどうかを判断するにあたり、次の定義を用いることができる。 (1) 「資産運用に関する活動」とは、機関投資家、個人投資家及び富裕層の投資家のために手数料又は報酬と引き換えにポートフォリオを運用する活動をいう。	気候基準は、企業がこれらの活動を行っているかどうかを判断するために用いることができる 3 つの活動を定義している。当該定義は、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダ

[4] 本資料は説明のため簡単に記述している。ISSB 基準の全文は IFRS 財団のウェブサイトより入手可能である。
[5] 本資料は説明のため簡単に記述している。SSBJ 基準の全文は SSBJ のウェブサイトより入手可能である。

ISSB 基準の要求事項[4]	SSBJ 基準の定め[5]	説明
	(2) 「商業銀行に関する活動」とは、預金を受け入れ、個人及び企業に対して融資を実行したり、インフラ、不動産及びその他のプロジェクトに対して融資を実行したりする活動をいう。 (3) 「保険に関する活動」とは、保険関連の商品（伝統的なものも非伝統的なものも含む。）を提供する活動をいう。 （気候基準第 59 項）	ンス」の「産業に関する記述」を参考とした。 （気候基準 BC152 項）
	報告企業がこれらの活動を行う場合であっても、それらを業として営むことについて企業が活動する法域の法令により規制を受けていないときは、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しないことができる。 （気候基準第 58 項） なお、適用基準では、適正な表示に関して、追加的な情報を開示しなければならない状況を定めている（適用基準第 21 項）。ファイナンスド・エミッションに関して、報告企業が資産運用、商業銀行又は保険に関する活動を行っており、かつ、それらを業として営むことについて企業が活動する法域の法令により規制を受けていない場合であっても、適用基準第 21 項の定めにより、ファイナンスド・エミッションに関する追加的な情報を開示しなければならない場合があることに留意する必要があると考えられる。 （気候基準 BC160 項）	これらの定義された活動に従事する企業がこのような活動を行う場合、多くの法域の法令により規制の対象になると考えられる。 （気候基準 BC157 項から BC159 項）
3. 気候関連のリスク及び機会		
企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次の情報を開示しなければならない。 (b) 気候関連の移行リスク－気候関連の移行リスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ （S2.29(b)）	企業は、産業横断的指標等に関連する情報に関連して、気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関し、少なくとも次のいずれかの事項を開示しなければならない。 (1) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ (2) 気候関連の移行リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報 （気候基準第 79 項）	いずれも(1)については ISSB 基準の要求事項と同じである。(2)については、IFRS S2 号と全く同じではないものの、IFRS S2 号と同じ開示目的を満たす情報の開示を要求している。 (2)において「規模に関する情報」としているのは、定量的情報による開示を行うことが望ましいと考えら
(c) 気候関連の物理的リスク－気候	気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動に関	

ISSB 基準の要求事項[4]	SSBJ 基準の定め[5]	説明
関連の物理的リスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ （S2.29(c)）	し、少なくとも次のいずれかの事項を開示しなければならない。 (1) 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ (2) 気候関連の物理的リスクに対して脆弱な資産又は事業活動の規模に関する情報 （気候基準第 80 項）	れるものの、企業が表現しようとするものをより忠実に表現できる方法を認めることが適切と考えられたためである。 （気候基準 BC185 項及び BC186 項）
(d) 気候関連の機会ー気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージを開示しなければならない。 （S2.29(d)）	気候関連の機会と整合した資産又は事業活動に関し、少なくとも次のいずれかの事項を開示しなければならない。 (1) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ (2) 気候関連の機会と整合した資産又は事業活動の規模に関する情報 （気候基準第 81 項）	
4. 報酬		
(g) 報酬に関して、企業は次の事項を開示しなければならない。 (i) 気候関連の考慮事項が役員報酬に組み込まれているかどうか、また、組み込まれている場合、どのように組み込まれているのかについての記述 (ii) 当期に認識された役員報酬のうち、気候関連の考慮事項と結び付いているもののパーセンテージ （S2.29(g)）	報酬に関して、次の事項に関する情報を開示しなければならない。 (1) 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれている場合、次の事項に関する情報 ① 気候関連の評価項目を役員報酬に組み込む方法 ② 当報告期間に認識された役員報酬のうち、気候関連の評価項目と結び付いている部分の割合 (2) 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれていない場合、その旨 （気候基準第 84 項） 気候関連の評価項目が役員報酬に組み込まれているものの、他の評価項目と結び付いて役員報酬に組み込まれており、気候関連の評価項目に係る部分を区分して識別できない場合は、その旨を開示したうえで、気候関連の評価項目を含む評価項目全体について気候基準第 84 項(1)①及び②の事項に関する情報を開示することができる。 （気候基準第 85 項）	気候基準第 84 項は IFRS S2 号の要求事項と同じである。 役員報酬の評価項目は、必ずしも気候関連の評価項目とそれ以外の評価項目に区分して識別できるとは限らないと考えられるため、気候基準第 85 項では、この選択肢を認めている。（気候基準 BC199 項）

(2) 法令との整合性を達成するために提供される選択肢

ISSB 基準の要求事項[6]	SSBJ 基準の定め[7]	説明
1. 情報の記載場所		
企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求される開示について、企業の一般目的財務報告書の一部として提供することが要求される。 （S1.60）	サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表とあわせて開示しなければならない。 ただし、法令の定めに基づき SSBJ 基準に従った開示を行う場合で、当該法令が、関連する財務諸表とあわせて開示することを禁止しているか、あわせて開示しないことを容認しているとき、あわせて開示しないことができる。 （適用基準第 62 項(1)）	法令が、サステナビリティ関連財務開示を関連する財務諸表とあわせて開示することを禁止しているか、あわせて開示しないことを容認している場合、サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表とあわせて開示しなければならないという定めを明示的に免除することを SSBJ は決定した。 このような法令がない場合、この論点に関して ISSB 基準の要求事項と差異はない。
2. 同時の報告		
企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。 （S1.64）	サステナビリティ関連財務開示は、原則として、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。 ただし、法令の定めに基づき SSBJ 基準に従った開示を行う場合で、当該法令が、関連する財務諸表と同時に報告することを禁止しているか、同時に報告しないことを容認しているとき、同時に報告しないことができる。 （適用基準第 67 項(1)）	法令が、同時に報告することを禁止しているか、異なる時点で報告することを容認している場合、サステナビリティ関連財務開示は、同時に報告しなければならないという定めを明示的に免除することを SSBJ は決定した。 このような法令がない場合、この論点に関して ISSB 基準の要求事項と差異はない。
3. 比較情報		
他の「IFRS サステナビリティ開示基準」においてそうしないことが容認又は要求されている場合を除き、企業は、報告期間に開示されるすべての数値について、前期に係る比較情報を開示しなければならない。また、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関す	当報告期間に開示されるすべての数値について、前報告期間に係る比較情報を開示しなければならない。また、当報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解するうえで有用である場合、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報を開	法令が、比較情報を開示することを禁止しているか、その情報を開示しないことを容認している場合、比較情報を開示する要求事項を明示的に免除することを SSBJ は決定した。 このような法令がない場合、この論点に関して ISSB 基準の要求事項と差異はない。

[6] 本資料は説明のため簡単に記述している。ISSB 基準の全文は IFRS 財団のウェブサイトより入手可能である。
[7] 本資料は説明のため簡単に記述している。SSBJ 基準の全文は SSBJ のウェブサイトより入手可能である。

ISSB 基準の要求事項[6]	SSBJ 基準の定め[7]	説明
る比較情報が、報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解するうえで有用である場合、企業は、これを開示しなければならない。 （S1.70）	示しなければならない。 ただし、いずれにおいても、法令の定めに基づき SSBJ 基準に従った開示を行う場合における当該法令又は SSBJ 基準が、前報告期間に係る比較情報を開示することを禁止しているか、前報告期間に係る比較情報を開示しないことを容認しているとき、前報告期間に係る比較情報を開示しないことができる。 （適用基準第 73 項(1)）	
4. 誤謬		
企業は、重要性がある過去の期間の誤謬について、そうすることが実務上不可能でない限り、開示された過去の期間の比較対象の数値を修正再表示することによって訂正しなければならない。 （S1.83）	重要性がある過去の報告期間の誤謬について、これを訂正することが実務上不可能でない限り、開示された過去の報告期間の比較情報の数値を修正再表示することによって訂正しなければならない。 ただし、法令において、開示された過去の報告期間の比較数値を修正再表示することによって訂正することで、過去の誤謬の解消ができない場合に該当するときは、修正再表示を行わず、当該法令に基づく取扱いに従う。 （適用基準第 86 項）	我が国では、法令の要請に基づき、過去の誤謬の解消のために過年度の財務報告書の再提出が求められる場合がある。
5. ガイダンスの情報源		
サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、企業は、「SASB スタンダード」における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。 （S1.55(a)）	サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別にあたり、「SASB スタンダード」（2025 年 12 月最終改訂）における開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。 （適用基準第 41 項） 「SASB スタンダード」が改訂された場合、「SASB スタンダード」（2025 年 12 月最終改訂）に代えて、改訂後の「SASB スタンダード」	SSBJ 基準は、「SASB スタンダード」が、2025 年 12 月に最終改訂されたものであることを明確にしている。 「SASB スタンダード」が改訂された場合、SSBJ において改訂後の「SASB スタンダード」の内容を検討することと、改訂後の「SASB スタンダード」の日本語訳を利用可能にすることの両方が必要になると考えられる（日本において法令を施行するためには、一般的に日本語で

ISSB 基準の要求事項[6]	SSBJ 基準の定め[7]	説明
	を参照し、その適用可能性を考慮することができる。 （適用基準第 42 項）	規定する必要がある。）。「SASB スタンダード」が改訂された場合、SSBJ において改訂後の内容を検討し、適正手続を経て SSBJ 基準の参照先の「SASB スタンダード」を最新のものに更新することを想定している。 同時に、関係者からのニーズに基づき、適用基準は、改訂後の「SASB スタンダード」（原文）を参照し、その適用可能性を考慮することを認めている。 （適用基準 BC83 項から BC85 項） SSBJ は、この選択肢の影響は、改訂 SASB スタンダードの発効日によって決まると考えている。発効日の前に十分な時間が提供される場合、違いは生じない蓋然性がある。
サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」が存在しない場合、企業は、情報を識別するために判断を適用しなければならない。 （S1.57） この判断を行うにあたり、企業は、「SASB スタンダード」に含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。 （S1.58(a)）	サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される定めが、SSBJ 基準に存在しない場合、開示すべき情報を識別するために判断を行わなければならない。 （適用基準第 51 項） 適用基準第 51 項における判断を行うにあたり、「SASB スタンダード」（2025 年 12 月最終改訂）に含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮しなければならない。 （適用基準第 52 項） 「SASB スタンダード」が改訂された場合、「SASB スタンダード」（2025 年 12 月最終改訂）に代えて、改訂後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することができる。 （適用基準第 53 項）	
企業は、次の事項を識別しなければならない。 (a) 企業がサステナビリティ関連財務開示の作成（該当ある場合には、「SASB スタンダード」における開示トピックの識別を含む。）にあたり適用した、具体的な基準、公表文書、産業の実務及び他のガイダンスの情報源 (b) 企業がサステナビリティ関連財務開示の作成（適用される指標の識別を含む。）にあたり適用した、「IFRS サステナビリティ開示基準」、「SASB スタンダード」	ガイダンスの情報源に関する情報として、次の事項を開示しなければならない。 (1) サステナビリティ関連財務開示を作成（該当ある場合には、「SASB スタンダード」における開示トピックの識別を含む。）するにあたり適用した、具体的な基準、公表文書、産業の実務及びその他のガイダンスの情報源 (2) サステナビリティ関連財務開示を作成（適用される指標の識別を含む。）するにあたり適用した、サステナビリティ開示基準、「SASB スタンダード」又は特定	

ISSB 基準の要求事項[6]	SSBJ 基準の定め[7]	説明
又は特定の産業に関連するその他のガイダンスの情報源によって特定された産業 (S1.59)	の産業に関連するその他のガイダンスの情報源によって特定された産業 (適用基準第 60 項) 「SASB スタンダード」には、改訂後の「SASB スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することとした場合の「SASB スタンダード」が含まれる。 (適用基準第 61 項)	

(3) 任意で SSBJ 基準を適用する企業に提供される選択肢

ISSB 基準の要求事項[8]	SSBJ 基準の定め[9]	説明
1. 情報の記載場所		
企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求される開示について、企業の一般目的財務報告書の一部として提供することが要求される。 （S1.60）	サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表とあわせて開示しなければならない。 ただし、任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合、関連する財務諸表とあわせて開示しないことができる。 （適用基準第 62 項(2)）	―
2. 同時の報告		
企業は、サステナビリティ関連財務開示について、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。 （S1.64）	サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表と同時に報告しなければならない。 ただし、任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合、関連する財務諸表と同時に報告しないことができる。 （適用基準第 67 項(2)）	―
3. 比較情報		
他の「IFRS サステナビリティ開示基準」においてそうしないことが容認又は要求されている場合を除き、企業は、報告期間に開示されるすべての数値について、前期に係る比較情報を開示しなければならない。また、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報が、報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解するうえで有用である場合、企業は、これを開示しなければならない。 （S1.70）	当報告期間に開示されるすべての数値について、前報告期間に係る比較情報を開示しなければならない。また、当報告期間におけるサステナビリティ関連財務開示を理解するうえで有用である場合、説明的及び記述的なサステナビリティ関連財務情報に関する比較情報を開示しなければならない。 ただし、いずれにおいても、任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合、前報告期間に係る比較情報を開示しないことができる。 （適用基準第 73 項(2)）	―

[8] 本資料は説明のため簡単に記述している。ISSB 基準の全文は IFRS 財団のウェブサイトより入手可能である。
[9] 本資料は説明のため簡単に記述している。SSBJ 基準の全文は SSBJ のウェブサイトより入手可能である。

Ⅱ　ISSB 基準に含まれない定め

ISSB 基準の要求事項 [10]	SSBJ 基準の定め [11]	説明
1.　表示単位		
（該当する要求事項なし）	サステナビリティ関連財務開示において報告する数値について、当該数値の表示に用いる単位（CO_2 相当のメートル・トン（mt(e)）、グラム（g）、ジュール（J）等）を開示しなければならない。 （適用基準第 9 項）	適用基準では、報告数値について、単位に関する情報の開示を要求することによって情報をより理解しやすくするため、追加の要求事項を定めている。
（該当する要求事項なし）	別段の定めがある場合を除き、報告する数値について、情報を理解しやすくするため、重要性がある情報を省略したり、不明確にしたりすることにならない限り、千、百万、十億等の単位を用いて表示することができる。この場合、どの単位を用いているか明示しなければならない。 （適用基準第 10 項）	IFRS 会計基準においても類似の要求事項が定められている（IFRS 第 18 号「財務諸表における表示及び開示」B11 項（旧 IAS 第 1 号「財務諸表の表示」第 53 項））。
企業は、CO_2 相当のメートル・トンで表される、報告期間中に企業が生成した温室効果ガス排出の絶対総量を開示しなければならない。 （S2.29(a)(i)）	温室効果ガス排出量は、CO_2 相当のメートル・トン（mt(e)）により表示しなければならない。 ただし、気候基準第 47 項において開示するスコープ 1、スコープ 2 及びスコープ 3 の温室効果ガス排出量のそれぞれの絶対総量が大きい場合、千メートル・トン（キロ・トン(kt(e))）、百万メートル・トン（メガ・トン(Mt(e))）、又は十億メートル・トン（ギガ・トン(Gt(e))）のいずれかの単位を用いて表示することができる。 この選択を行う場合、それぞれの温室効果ガス排出量について、同じ単位を用いて表示しなければならない。	―

[10] 本資料は説明のため簡単に記述している。ISSB 基準の全文は IFRS 財団のウェブサイトより入手可能である。
[11] 本資料は説明のため簡単に記述している。SSBJ 基準の全文は SSBJ のウェブサイトより入手可能である。

ISSB 基準の要求事項 [10]	SSBJ 基準の定め [11]	説明
	（気候基準第 48 項）	
2. 関連する財務諸表		
企業は、サステナビリティ関連財務開示が関連する財務諸表を識別しなければならない。（S1.22）	サステナビリティ関連財務開示は、関連する財務諸表を特定できるようにしなければならない。 サステナビリティ関連財務開示と同じ文書において関連する財務諸表が報告されていない場合、(1)関連する財務諸表の入手方法、及び(2)関連する財務諸表の作成にあたり準拠した会計基準の名称を開示しなければならない。（適用基準第 7 項）	―
3. 公表承認日		
（該当する要求事項なし）	サステナビリティ関連財務開示の公表承認日及び承認した機関又は個人の名称を開示しなければならない。（適用基準第 70 項）	公表承認日の開示は IFRS 会計基準において要求されている（IAS 第 10 号「後発事象」第 17 項）が、我が国の会計基準（日本基準）では要求されていない。
4. 準拠法令		
（該当する要求事項なし）	法令の定めに基づき SSBJ 基準に従った開示を行う場合、当該法令の名称を開示しなければならない。法令の定めに基づかず任意で SSBJ 基準に従った開示を行う場合、その旨を開示しなければならない。（適用基準第 78 項）	―
5. GHG プロトコル（2004 年）とは異なる方法により温室効果ガス排出量を測定する場合		
（該当する要求事項なし）	「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法により測定することを選択し、かつ、「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量に重要性がある場合、気候基準第 47 項に従い開示する温室効果ガス排出量に加え、その内訳として次の情報に分解して開示しなければならない。 (1) 「GHG プロトコル（2004 年）」により測定	

ISSB 基準の要求事項 [10]	SSBJ 基準の定め [11]	説明
	した温室効果ガス排出量 (2) 「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法により測定した温室効果ガス排出量 （気候基準第 50 項） 気候基準第 50 項に従い分解して開示するにあたり、「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法が複数の法域の法令又は企業が上場する取引所の規則に関するものである場合、特定の法域の法令又は企業が上場する取引所の規則が要求する方法により測定した温室効果ガス排出量が単独で重要性があるときは、当該方法のそれぞれについて、気候基準第 50 項(2)に従い開示する温室効果ガス排出量を区分して開示しなければならない。 （気候基準第 51 項）	IFRS S2 号に該当する要求事項はないものの、IFRS S2 号の結論の根拠 BC97D 項において、「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法により測定するという救済措置を適用する場合、情報の集約及び分解に関連する要求事項（IFRS S1 号 B29 項及び B30 項）が適用されることが記述されている。これらの要求事項を適用する場合、当該法域別の救済措置を用いることを選択する企業は、温室効果ガス排出に関する情報について、例えば、「GHG プロトコル（2004 年）」を用いて測定した数値（amount）と、重要性がある（material）場合には代替的な測定方法を用いて測定した数値（amount）とに分解することになるとされている。
6. スコープ 3 温室効果ガス排出		
「スコープ 3」の温室効果ガス排出については、「温室効果ガスプロトコルのコーポレート・バリュー・チェーン（スコープ 3）基準（2011 年）」に記述されている「スコープ 3」カテゴリーに従い、企業の「スコープ 3」の温室効果ガス排出の測定値（measure）に含めたカテゴリーを開示しなければならない。 （S2.29(a)(vi)(1)） 誤解を避けるために記すと、企業が温室効果ガス排出を測定するために使用する方法にかかわらず、企業は、第 29 項(a)(vi)(1)に記述されている、企業自身の「スコープ 3」の温室効果ガス排出の測定値（measure）に含めたカテゴリ	スコープ 3 温室効果ガス排出については、「スコープ 3 基準（2011 年）」に記述されているスコープ 3 カテゴリーに従い、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示しなければならない。 （気候基準第 55 項） ただし、「GHG プロトコル（2004 年）」とは異なる方法により測定したスコープ 3 温室効果ガス排出について、報告企業の活動に関連するカテゴリー別に分解して開示することができない場合、「スコープ 3 基準（2011 年）」のスコ	スコープ 3 温室効果ガス排出をカテゴリー別に分解して開示することにより、性質や時間軸が異なる、さまざまな活動に関連する温室効果ガスを排出源別に示すことが可能になる等の理由により、カテゴリー別の開示を求めている。 （気候基準 BC147 項から BC149 項）

ISSB 基準の要求事項 [10]	SSBJ 基準の定め [11]	説明
ーを開示することが要求される。（S2.B33）	ープ 3 カテゴリーのうち、報告企業に関連するカテゴリーの名称を開示しなければならない。（気候基準第 56 項）	

以　上